

## <巻頭言>



### 環境アセスメント

昭\*

全国や国際的にも注目される環境問題の現状と課題について、

その背景と今後の動向について解説する。

環境影響評価法が、平成9年6月第140回国会で成立、関係法規等の整備を待って平成11年6月より施行されることとなっている。ここで環境アセスメントについて内外状況をみてみたい。

諸外国の中で最も早く環境アセスメント制度を整えた米国における、1960年代の環境問題を巡る種々の動きを振り返ってみると、次のとおりである。

1962年 レーチエル・カーソンは農薬などが生態系を破壊し、薬づけとなった文明社会への警告を発した「沈黙の春」を出版し、半年で50万部販売の反響があった。

1964年 米国の自然保護史上重要な「原生自然法」が制定された。

1967年 新しい科学技術がもたらす利益だけでなく、それが持つ危険性に注目した、テクノロジーアセスメント法案が提案された。

1967年 環境破壊が人間の健康と厚生に及ぼす影響から人間を守ることを主旨とした「生きられる環境に対する戦略」と題するレポートが提出された。  
(諮詢機関→健康・教育・福祉省長官)

これらの動きの集大成として、1969年、米国の環境問題の基本法「国家環境政策法」(National Environmental Policy Act ; NEPA)が制定された。この基本法は、米国連邦政府の立法提案や計画立案を行う場合には、代替え案の検討を含む環境影響報告書 (Environmental Impact Statement ; EIS) を作成することを義務づけている。このNEPA及びEISが、その後世界各国で採用されている環境アセスメントシステムの原型となっている。

次に国際的機関の動きをみてみると、1972年ストックホルムで開催された国連人間環境会議の宣言で「環境の保護が国際社会の共通利益と考える」との共通認識ができあがった。1974年OECDが、「将来の環境悪化を防ぐため

\* (財)ダム水源地環境整備センター 理事長、(社)日本大ダム会議 ダム環境問題調査分科会長

に、重要な公共及び民間の活動が、環境に与える影響を事前に評価することは、重要政策を決定するために不可欠の要素である」との「環境政策に関する宣言」を発した。

それ以降も、国連・OECD・EC 及び世界銀行等各種国際的機関が、事前の環境アセスメントの重要性を指摘している。

このような動きの中で、米国に続いて世界各国においても環境に係る法制度が順次整備されてきた。その内訳をみると、1970年代 4ヶ国（豪・泰・仏・比）1980年代 18ヶ国（OECD 加盟国 9ヶ国・その他 9ヶ国）において、環境にかかる法律が制定された。また現在までに、OECD 加盟国27ヶ国全てを含む50ヶ国以上の国が、環境アセスメントを含む法律を有している。

論議や実験を経て、立派な会議室の内装が完成した。会議室は複数ある

スナフキンがここにいるワケ。また国際大ダム会議においては、このような世界的な環境問題への取り組みの動きに呼応して、1972年「環境委員会」を設置し、次のような活動を通して環境問題について積極的に発言してきている。

(1) 社会学的、生態学的、地球物理学的影響などを含むダムに関連し、環境問題を論じた技術書の提出

(2) 環境アセスメント手法の検討

(3) ダム事業者が環境問題へ積極的に取り組んでいる事例をまとめた報告書「ダムと環境」の提出

河野義重の著者名は、このように記載されています。平成11年

次に環境問題として、ダムの建設による水害に対する対策が問題となる

次に国内の動きを振り返ってみると、我が国の環境行政は、従来高度経済成長期の1967（昭42）年に制定された「公害対策基本法」及び1972（昭47）年に制定された「自然環境保護法」のふたつの基本的法律の枠組みに従って

戦略的・本格的な環境政策が実行されてきた。この二つの法律の主な特徴は

前者は大気汚染・水質汚濁・土壤汚染・騒音・振動・地盤沈下・悪臭の7項目を代表公害の防止を目的としており、後者は、国立公園などの自然公園に代表される自然環境を保全することが特に必要な区域等の自然環境の適正な保全と開発との統合的推進を目的としている。

環境アセスメントの法制化については、公共事業等がもたらす経済効果を重視する事業サイドと環境保全だけを主張する自然環境保護サイドとのあいだに大きな確執があった。そのため1972（昭47）年6月「各種公共事業における環境保全対策について」が閣議で了解された。これにもとづき昭和50年代における環境アセスメントは、個別の関係法令の改正や公共事業担当省庁通達により処理されてきた。その後法律制定の試みが数回なされたが実現

しなかった。このため過渡的手段として、1984（昭59）年「環境影響評価の実施について」が閣議決定された。（閣議アセス）この閣議アセスにより多様な事業に関し包括的に環境アセスメント手続きが規定され実施されてきた。

その後、1992（平4）年ブラジルのリオデジャネイロで、開催された「環境と開発に関する国連会議（UNCDD）通称 地球サミット」において、持続的発展を基本としたリオ宣言及びアジェンダ21が採択された。このことは、肥大化した経済活動が地球環境に大きな影響を及ぼすようになり人類が継続的に繁栄してゆくためには、少しばかり経済成長が鈍化しても、地球環境の保全を優先させるべきとの主張が、世界の動きの主流であることを印象づけこととなった。

このような世界の潮流や各国の環境に関する法律制定の動きを受け、我が国においても、1993（平5）年「環境基本法」が制定された。

この環境基本法の基本理念として、「環境の恵沢の享受と継承」「環境への負荷（人の活動により環境に加えられる影響）の少ない持続的発展が可能な社会の構築」及び「地球環境保全の積極的推進」が掲げられている。また、この基本法の20条に環境アセスメントの推進が規定されたのをうけて、1997年（平9）6月「環境影響評価法」が制定された。（法アセス）

閣議アセスから法アセスに移行する際の主な違いを要約すると次のとおりである。

(1) 対象事業を従来の11事業に発電所などを追加。一定規模に準ずる事業についても個別にアセスの要否を判定する手続き（スクリーニング）を設定した。

(2) 調査項目・調査範囲などを決定する際、方法書として調査計画を公告、縦覧し、住民意見を反映する手続き（スコーピング）を設定した。

(3) 住民などの意見提出機会を2回に増加するとともに、意見を述べることができる者を地域住民に限定せず全国民まで拡大した。

このアセス法のスムーズな運用を図るには、細部にわたる指針が必要である。そのため、法に基づく技術指針が対象事業ごとに作成され、1998（平10）年6月に公示された。

この指針には、以下の事項が定められている。

(1) 事業の特性に照らして、大気・水・土壌環境など、動物・植物・生態系、景観、人と自然とのふれあいの活動の場、廃棄物などの環境アセス項目を選定すること。

(2) 各環境アセス項目ごとの調査、予測を行う際の標準手法

の附帯審議意見書(平成30年3月)によると、事業者は環境アセス項目に係わる影響をできる限り回避又は低減する意図でコスチヤー地盤の上に環境保全措置を提示することによって、開拓地の自然環境の保護と開拓地の整備が実現される見込みある旨記載する。以下にアセスチヤー環境の改修措置と開拓整備の対応を示す。

最初に述べた開拓地のコスチヤー地盤の最近のダムを巡る話題は、ダム建設がもたらす効用について論じられることが多い。しかし、その建設による周辺環境への影響について論じられることが多い。これまでのダム建設の目的は、洪水調節、農業用水・水道用水・工業用水など水資源の確保や飲食水供給の供給、発電などである。この役割は時代を経ても変わるものではない。しかし、ダム建設によっては、従来陸地であった土地を一挙に水没させてしまうダム建設事業が他の事業に比べて、水没する人々だけでなく、生物・文化遺産・物理的現象などの周辺環境に及ぼす影響が非常に大きいことは事実である。このため、本アセスチヤー地盤の改修措置を遂行する事業者は、本アセスの主旨を十分理解した上で、適切な手続きに則り、今まで以上に十分な事前調査・研究、予測、対策、評価を行なうとともに、その結果を含む多くの情報を住民に公開し、説明して理解を得ることが最も重要なことであると認識すべきである。

次に、アセスチヤー地盤の改修措置がこのことが、ダム建設事業が多くの国民から期待される事業に育て上げることができると確信している。

（アセスチヤー地盤の改修措置）  
（アセスチヤー地盤の改修措置）  
（アセスチヤー地盤の改修措置）

（アセスチヤー地盤の改修措置）  
（アセスチヤー地盤の改修措置）  
（アセスチヤー地盤の改修措置）